

**平成 26 年度税制改正要望について****重要事項****【Ⅰ. 製油所内で発生する非製品ガスに係る石油石炭税還付制度の創設】**

○製油所で発生する、原料にも製品にもならない非製品ガスは、本来課税対象とすべきではありません。欧米主要国で課税している国はなく、わが国製油所の競争力強化の観点から、還付制度の創設をお願いします。

**【Ⅱ. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ TAX ON TAX の排除を直ちに実施すべき】****【Ⅲ. 石油に対するこれ以上の税負担に反対】****①石油諸税のさらなる増税に反対**

○既に年間 5 兆円超の巨額な税が課せられている石油へのさらなる増税は、2014 年 4 月にダブル増税（「地球温暖化対策のための税」と「消費税」）が予定されるなか、消費者負担の増大や経済活性化に逆行することから、断固反対です。

**②車体課税軽減の代替財源確保としての石油諸税強化に反対**

○車体課税の見直しに伴い、その財源を石油に求めることは、税負担の不公平性を招きかねません。

**③森林吸収源対策の財源確保としての石油諸税の税込転用や新税創設に反対**

○森林は地球温暖化防止以外の機能も有しており、その森林対策費用を石油消費者のみが負担することは容認できません。

**【Ⅳ. 天然ガス自動車をはじめとした自動車燃料等に対する課税の公平性確保】**

○自動車用の天然ガスや電気は自動車燃料税の課税対象となっておらず、不公平です。中でも、天然ガス自動車は 4 万台超普及しており、速やかに課税すべきです。

**【Ⅴ. ガソリン税・軽油引取税の本則税率上乗せ分の廃止】****その他主要事項**

- ① バイオ ETBE に係る輸入関税無税制度の適用期限延長
- ② 農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税還付・輸入免税制度の延長
- ③ 法人実効税率の引き下げ
- ④ 設備投資促進税制の整備 等